

学校いじめ防止基本方針の概要

安城市立安城東部小学校

[基本的な考え方]

- ・いじめは、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である。また、どの児童も被害者にも加害者にもなりうる。

[いじめ防止のための組織の概要]

- ・いじめ防止対策推進法に基づくいじめ防止のための組織として、「いじめ・不登校対策委員会」を設置し、いじめを特定の教員が抱え込むことのないように組織として対応する。
- ・「いじめ・不登校対策委員会」を月に1回開き、以下の内容について検討する。
- ・いじめ・不登校の未然防止の取り組み、早期発見のためのアンケートの等の検討
- ・いじめ・不登校への具体的な対策案の検討

[方策の概要]

- ・児童同士の関わりを大切にし、互いに認め合い、共に成長していく学級づくりや、自己肯定感を育む授業作りに努める。
- ・心のアンケートや教育相談を定期的に実施（年5回）し、児童の小さなサインを見逃さないようにする。
- ・いじめの発見・通報を受けたら、「いじめ・不登校対策委員会」を中心に組織的に対応する。
- ・ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署や法務局等とも連携して行う。
- ・いじめ防止の取り組みについては、P D C Aサイクルで見直し、実効性のある取り組みとなるように努める。
- ・いじめ防止に関する校内研修を年2回計画し、児童理解やいじめの対応に関する教職員の資質向上に努める。
- ・不登校傾向にある児童について、担任や学年担当、児童支援担当等が中心となって連携を図り、全職員で全校児童を育てる意識で早期対応や家庭との連携を進めて支援をしていく。